

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県議会議長 鈴木 洋 佑

静岡県議会規則第1号

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則

静岡県議会会議規則（昭和31年静岡県議会規則）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(記名投票)</p> <p>第66条の2 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を<u>投票箱</u>に投入する。</p> <p>(選挙規定の準用等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 投票を行う場合には、前項の規定するもののほか、第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、<u>第26条（投票）</u>、第27条（投票箱の閉鎖）、第28条（開票及び投票の効力）、第29条（選挙結果の報告）第1項、第30条（選挙に関する疑義）及び第31条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 議事は、<u>速記法</u>その他議長が適当と認める方法により記録する。</p>	<p>(記名投票)</p> <p>第66条の2 記名投票を行う場合には、<u>議長の指示に従って</u>、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を<u>投票</u>する。</p> <p>(選挙規定の準用等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 投票を行う場合には、前項の規定するもののほか、第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第27条（投票箱の閉鎖）、第28条（開票及び投票の効力）、第29条（選挙結果の報告）第1項、第30条（選挙に関する疑義）及び第31条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 議事は、<u>録音</u>その他議長が適当と認める方法により記録する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。